

岸和田市地域生活支援拠点等事業について

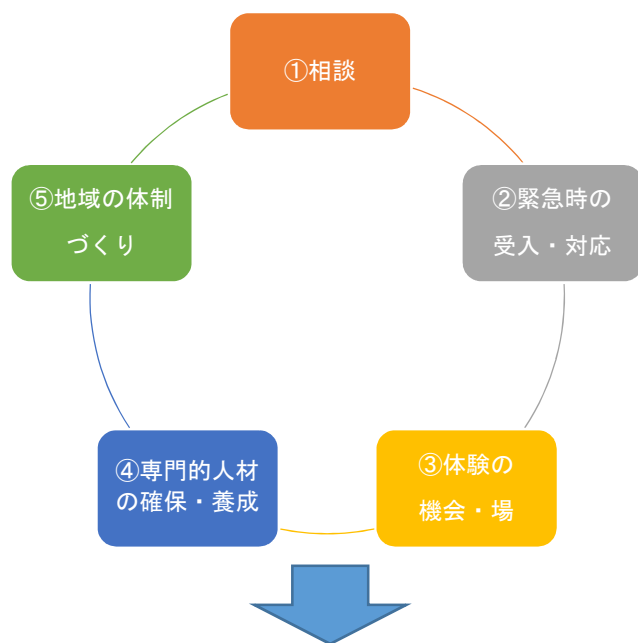
(緊急時の受入れ・対応)

地域生活支援拠点等事業とは？

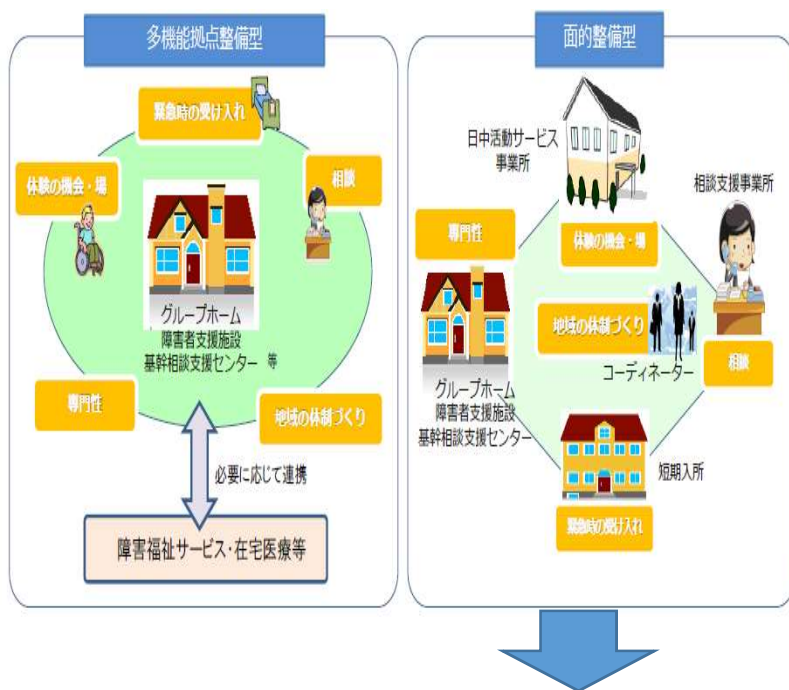
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（①相談支援 ②緊急時支援 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材育成の確保・養成 ⑤地域支援の体制づくり）を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

岸和田市では、今ある社会資源を利用し、障害のある方の生活を地域で支える体制（面的整備型）として、令和3年4月1日より事業を開始しています。

地域生活拠点等の5つの機能



整備の手法



本市では、②緊急時の受入れ・対応について、
今ある資源を利用した面的整備型で体制整備に取り組むことにしています。

R6年度からは、
これまで協力いただいている山直ホーム、
光が丘学園・療護園、に加えてフレンドリー
にご登録ができるようになりました。



対象者は、短期入所の支給決定を受けている方
となります。

緊急時とは・・・

本事業における緊急時とは、
介護者が急病・入院・死亡等で不在
もしくは、それに近い状態となり、
障害者のケアができない、日常生活が
危ぶまれる、在宅での生活が
できなくなる状況を言います。

●利用の流れ（相談員のみなさまにお願いしたいこと）

- ・相談員が対象になりそうな利用者をピックアップ

相談員1人あたり2～3名までが目安

- ・対象になりそうな利用者へ声かけ・登録の促し

短期入所未決定の場合、まずは短期入所の申請を促してください。

- ・利用者が登録を希望すれば、登録シート・同意書を作成

移動手段の聞き取りを含め、すべての項目を協議のうえ記載してください。

登録の審査（年6回程度）※急ぎの場合は市へご相談ください
自立支援協議会内の協議の場にて精査します

対象者へ登録完了の通知・相談員へ連絡
登録完了者のみに連絡先をお伝えします

緊急利用となった場合、施設より相談員へ連絡が入る

サービス等の再調整

新たな生活へ

登録しておくことで
相談員が焦って対応
することを回避でき、
対象者にとっても、緊急時
の相談先、受け入れ先が
確保できることで
安心につながると
考えられます。

この生活はあくまで
一時的なものです。
アセスメントを実施し、次の
行き先や自宅での生活の
コーディネートを
お願いします。

●日々の支援で大切なこと

常に緊急時のことを想定しサービスのコーディネートを行い、必要に応じて随時見直しを。
そのためにも日頃から、本人や家族と十分に話し合っておくことがとても大切です。

●その他

*すでに登録されている方のシートは年1回（毎年4月）更新し、市へ提出が必要です。なお、シート内容（緊急連絡先、緊急相談内容、移動手段等）に変更が生じた際は必ず再提出してください。

— 問い合わせ先 —

岸和田市役所 障害者支援課 相談担当（岸和田市障害者基幹相談支援センター）

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL：072-447-6078 FAX：072-431-0580